

敦賀国際ゴルフ倶楽部 会員規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本倶楽部は、敦賀国際ゴルフ倶楽部（以下「倶楽部」という）と称する。

第2条 (目的)

本倶楽部は、株式会社敦賀ゴルフ（仮称、以下「会社」という）が所有、経営し、会社が指定するゴルフ場運営会社（以下「運営会社」という）が管理運営するゴルフ場およびゴルフ場付帯施設（以下「ゴルフ場」という）を利用し、ゴルフを通じて会員および会員紹介者（以下「ゲスト」という）等の利用者相互の親睦を深め健康増進ならびに技術の向上を図ると共にゴルフの普及と発展に努め、ゴルフ場所在地における健全な社交機関として地域社会の活性化に寄与する事を目的とする。

第3条 (事務所)

本倶楽部は、福井県敦賀市みどりヶ丘町所在のゴルフ場クラブハウス内に置く。

第2章 会員

第4条 (会員の構成と資格)

本倶楽部会員の構成は次の通りとする。

- (1) 正会員 なお正会員として、①個人正会員 ②婦人正会員 ③平日正会員(旧週日正会員)を定める。
- (2) 法人正会員
- (3) 特別会員
- (4) 終身会員
- (5) 名誉会員

2. 正会員は、記名人を会員とし、会社所定の入会申込手続きを行い、会社および理事会の承認を得た後に所定の入会に係る金額を支払い、その資格を得るものとする。

3. 法人正会員は、記名法人を会員として記名人が利用できるものとし、会社所定の入会申込手続きを行い、会社および理事会の承認を得た後に所定の入会に係る金額を支払い、その資格を得るものとする。

4. 特別会員は、過去に本倶楽部における特別会員として在籍した会員とし、当該特別会員が会員資格を譲渡した場合又は当該特別会員に相続が生じた場合には、第9条又は第12条に定められた手続きを経た上で、正会員又は法人正会員となる。

5. 60歳以上の会員で10年以上倶楽部に在籍をする会員が、2親等以内の親族に会員資格を譲渡した場合、終身会員となることができる。終身会員となることを希望する者は、会社所定の手続きを行い、会社および理事会の承認を得た後に所定の金額を支払うことにより、その資格を得るものとする。

6. 名誉会員は、会社および理事会の推薦により、理事長が委嘱するものとする。

第5条 (会員の特典)

会員は次の特典を有する。

- (1) 会員は、会社および運営会社が別途定める休場日を除くすべての営業時間内に、別途会社が定めた細則ならびに利用約款に基づき本ゴルフ場を利用できる
- (2) 本倶楽部主催ならびに別途会社が定める各種競技会および催しに参加できる
- (3) JGA 公式ハンディキャップの査定を受ける事ができる
- (4) 別途会社が定めた細則ならびに利用約款に基づき、ゲストの同伴または紹介を行う事ができる
- (5) 会社ならびに運営会社および関連会社において、事前の利用申し込みの下、全国各地に経営または運営するゴルフ場ならびにホテルおよびスキー場等の各施設を原則、会員料金にて利用できる
- (6) 会社ならびに運営会社が経営ならびに運営するゴルフ場において、本ゴルフ場を通じ事前の利用申請の下、相互の利用を提携するゴルフ場を各優待料金にて利用する事ができる

第6条（会員の義務）

会員は次の義務を有する。

- (1) 本会則およびその他会社あるいは本倶楽部が定める諸規則等を遵守すること。
- (2) 理事会および各種委員会の意見を徹して会社が決定した事項を遵守すること。
- (3) 会社および運営会社が定め、会社あるいは運営会社が請求する年会費ならびにその他利用料金を遅延なく支払うこと。なお、最終の請求期日から3ヶ月以上遅延、滞納したとき（但し年会費については該当年分の支払いが年度内になされなかったとき）は遅延金を支払うこと。遅延金は年利14.6%とする。また、納入された年会費およびその他利用料金は、理由の如何に係わらず返還しない。
- (4) 会員は、その会員名義を他に貸与および使用させることはできない。
- (5) 会員は、会員自らが同伴し、あるいは紹介するゲストの本ゴルフ場の施設内における一切の言動と行為ならびに支払いについて、当該ゲストと連帯してその責を負うこと。
- (6) 本倶楽部ならびに本ゴルフ場の秩序を乱し、その名誉、信用、評価を傷つけたり失墜させる等、会社ならびに本ゴルフ場および本倶楽部の不利益となる行為をしてはならない。

第7条（会員数）

本倶楽部の会員数は理事会の承認を基に会社がこれを定める。

2. 会社は、本ゴルフ場および本ゴルフ場付帯施設や設備の改修、改善、改良、補修、補充等が必要と判断した場合、あるいは、その他本ゴルフ場の経営および運営上に必要と判断した場合には、理事会の承認を基に会員の募集を行う事ができる。

第3章 入会及び退会

第8条（入会）

本倶楽部への入会は、第4条に定める手続きによるものとし、会員資格証書の交付日をもって当該会員資格の取得日とする。なお、入会に係る金額や支払方法、支払期日については、会社において別途定める。

2. 本倶楽部の入会に係る金額は、納入後理由の如何を問わず返還しない。

第9条（会員資格の譲渡）

譲渡可能な会員資格証書を持つ会員（正会員、法人正会員、特別会員に限る）は、会社の定める手続きによりその会員資格を他者へ譲渡することができる。但し、特別会員が会員資格の譲渡を行った場合、譲受人は、正会員又は法人正会員となる。

2. 会員資格証書の譲渡を受けたものは、第4条および第6条の規定に従うほか、別途会社が定める当該会員資格証書の名義書換料を会社または運営会社へ納入し、当該年度の会員年会費を会社または運営会社へ支払い、当該会員資格証書の名義書換の完了日をもって会員資格を得るものとする。

3. 当該会員資格の譲渡を受けた場合でも、第4条に記す入会の承認が得られない場合には、当該会員の資格を得る事はできない。

4. 名義書換料および年会費は、納入後一切の理由を問わず返還しない。

第10条（記名名義の変更）

第4条で規定される法人正会員が、同一法人内においてその名義人を変更する場合には、理事会および会社の承認を得た上で遅滞なく会社の定める名義変更手続きを行い、別途会社が定める当該会員資格証書の名義変更料を会社または運営会社へ納入し、記名者変更手続きの期日までに通算して支払うべき年会費等の精算を行った上で、当該会員資格証書の名義変更の完了日をもって会員資格を得るものとする。

2. 当該会員資格の譲渡を受けた場合でも、第4条に記す入会の承認が得られない場合には、当該会員の資格を得る事はできない。

3. 名義変更料および年会費は、納入後一切の理由を問わず返還しない。

第11条（休会）

本倶楽部会員が、本倶楽部を休会するときは、その旨を会社あるいは運営会社に所定の文書をもって届出し、理事会および会社の承認を要するものとする。

2. 休会の条件は、海外赴任、病気・怪我、家族の介護などを理由に、一定期間会員としての権利を行使できないときに限る。また、その理由を確認できる書類の提出を必要とする。

3. 本倶楽部会員は休会中についても、会社および運営会社が定め、会社あるいは運営会社が請求する年会費を遅延なく支払うこと。

4. 休会中の本ゴルフ場利用については、通常の一般料金(ゲスト料金)とする。

5. 休会期間は原則として最長5ヶ年度間とし、その期間内に復会できない場合、休会の対象となった年度から5年後の年度末をもって退会とする。

第12条（退会）

本倶楽部会員が、本倶楽部を退会するときは、その旨を会社あるいは運営会社に所定の文書をもって届出し、理事会および会社の承認を要するものとする。

2. 本倶楽部会員が、本倶楽部を退会する際には、会社あるいは運営会社に対して未納となる年会費あるいはその他未納金等当該退会会員が負うべき債務がある場合には、会社あるいは運営会社の求めに応じて遅滞なく支払わねばならない。

第13条（会員資格の相続）

譲渡可能な会員資格証書を持つ正会員、特別会員が死亡した場合、相続人は会社の定める手続きにより、当該会員資格を継承する事ができる。但し、特別会員につき相続が生じた場合、相続人は、正会員となる。

2. 当該相続人は、会社に対し故人の死亡を証明する書類と当該会員資格証書を添えて当該会員資格継承の申出を行い、第4条に定める規定に沿った手続きを行うほか、別途会社が定める当該会員資格証書の名義変更料を会社へ納入し、当該年度の年会費を会社あるいは運営会社へ支払う事により、当該会員資格証書の名義変更の完了日をもって会員資格を得るものとする。

3. 当該会員資格の相続を受けた場合でも、第4条に記す入会の承認が得られない場合には、当該会員の資格を得る事はできない。

4. 名義変更料および年会費は、納入後一切の理由を問わず返還しない。

第14条（会員資格の喪失）

本倶楽部会員は次の場合その会員資格を喪失する。

- (1) 会員資格の譲渡を行ったとき
- (2) 死亡または失踪の宣告を受けたとき
- (3) 退会したとき
- (4) 法人正会員において、当該資格証書の記名法人が解散または破産の宣告を受けたとき
- (5) 除名
- (6) 本倶楽部を解散したとき

第15条（会員資格の一時停止および除名）

本倶楽部会員が次の各号の一つに抵触した場合には、会社は理事会の決議にかかわらず、当該会員の会員資格を一時停止し、または除名する事ができる。

- (1) 本倶楽部ならびに本ゴルフ場および会社、運営会社の名誉ならびに信用を毀損、失墜、または、本倶楽部ならびに本ゴルフ場の秩序を乱す行為を行ったとき
- (2) 第6条に定める年会費あるいはその他会員が支払うべき諸料金、債務を、会社あるいは運営会社に断りなく、最終の請求期日から3ヶ月以上遅延、滞納したとき（但し年会費については該当年度分の支払いが、その対象年度内に到来する12月末日までになされなかったとき）は会員資格の一時停止とする。
- (3) 第14条2項で定めた会員資格の一時停止について、その状態から2年経過したとき（但し年会費による会員資格の一時停止については、その状態から翌年度以降2年経過したとき）は除名とする。
- (4) 本会員規約およびその他本倶楽部、本ゴルフ場が定める諸規則に違反したとき
- (5) 別途組成する理事会において、当該会員に対し相応の理由を認めたとき

2. 会員資格の停止を受けた会員は、その停止期間の期日にかかわらず当該会員資格停止中に、本ゴルフ場施設を利用することができない。

3. 会員資格の停止あるいは除名を受けた会員は、既納の年会費等の返還請求権を持たない。

4. 会員資格の停止あるいは除名を受けた会員は、会社あるいは運営会社に対して未納となる年会費あるいはその他未納金等、当該会員が負うべき債務がある場合には、会社あるいは運営会社の求めに応じて遅滞なく支払わねばならない。

第4章 理事および理事会

第16条（理事）

本倶楽部の運営を円滑に進めるために理事会を置く。なお、当該理事会は、理事長1名、副理事長2名以内、理事若干名およびキャプテンの理事をもって組成する。

2. 当該理事は全て名誉職とし、その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
3. 補欠により就任した場合には、その任期は前任者の残余任期期間とする。
4. 理事は、任期満了といえども、後任者が就任するまでその職務を行う。

第17条（理事長および理事の選任）

理事長および理事は、会社が選任し委嘱する。

第18条（理事長の職務）

理事長は本倶楽部を代表し、本倶楽部の円滑な運営を図るため会務を統括する。

2. 理事長は必要に応じて理事会を招集し、その議長となる。

第19条（理事の職務）

理事は理事会を構成し、本倶楽部運営上必要な事項の審議ならびに決議を行う。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障ある時はこれを代行する。

第20条（理事会および決議）

理事会は、理事長が必要に応じて招集し議長を務める。

2. 理事会は次の事項を決議する。
 - (1) 本倶楽部の運営に係る基本的事項
 - (2) 本規定、会則に定める事項
 - (3) 本倶楽部の運営に係る諸規則、細則の制定、改廃
 - (4) その他会社が諮問する事項
 - (5) 各種委員の選任
3. 理事会は、理事三分の一以上の出席により成立し、その決議は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長がこれを決する。なお委任出席による決議を認める。
4. 理事会の決議事項は、会社および運営会社の承認を経てその効力を生じるものとする。但し、予め会社および運営会社において理事長の専決事項として定められたものを除く。

第5章 委員会

第21条（委員会の構成）

本倶楽部の運営を円滑に遂行するため、会社および理事会が必要と認める各種委員会を置く事ができる。

第22条（委員）

委員会の委員は、本倶楽部会員の中から理事会が選任し、委員長および副委員長は理事長が委嘱する。

2. 委員は全て名誉職とし、その任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第23条（委員会および決議）

委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる

2. 委員会は、キャプテンが必要に応じて招集し、その議長となる。

3. 委員会は、委員三分の一以上の出席により成立し、その決議は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長がこれを決する。

4. 各委員会の決議事項は、理事会の承認を経てその効力を生じるものとする。但し、予め理事会においてキャプテンの先決事項と定められたものを除く。

第6章 会員以外の施設利用

第24条（会員以外の施設利用）

会社および運営会社が定める一定の条件の下に、本倶楽部会員以外のゲストならびにビジターも、本ゴルフ場施設を利用する事ができる。

2. 会員は、自己が紹介し、または同伴するゲストの本ゴルフ場施設内における一切の行為および諸支払について、ゲストと連携してその責を負うものとする。

第7章 会計

第25条（会計の帰属）

本倶楽部会員の年会費および本ゴルフ場施設の利用料ならびに一切の収支は、会社および運営会社に帰属し、会社および運営会社はこれをもって本ゴルフ場の運営ならびに費用に充当する。

2. 本ゴルフ場施設の維持管理において、その施設設備の改善、改修、更新を要する場合は、会社および運営会社はその費用を負担する。但し、施設設備の改善、改修、更新に要する費用は、必要に応じて会社は本倶楽部と随時協議し、会員の協力を求める事ができる。

第8章 解散

第26条（解散）

世情の変化等、やむを得ない事情のある時は、理事会の審議を経た後、会社取締役会の決議をもって本倶楽部を解散することができる。

2. 本倶楽部を解散した時は、会社および運営会社と会員の本ゴルフ場施設における利用契約は終了する。但し、会員が会社および運営会社に対し何らかの支払債務を負う場合には、当該利用契約が終了しても当該債務の支払を免れる事はできない。

第9章 附則

第27条（附則）

本倶楽部の運営に際しその他必要な細則は、理事会の審議を経て会社または運営会社の承認により、これを定める。

2. 本規約を変更する場合は、出席理事の過半数以上の同意によりこれを承認する。
3. 本規約に疑義を生じた際には、理事会の決する判断による。
4. 本倶楽部理事会発足以前における理事会の責務は、会社ならびに会社が定める運営会社がこれを代行する。
5. 本規約は、平成28年9月1日より施行する。

(令和1年6月 1日改定)

(令和3年6月28日改定)

(令和6年1月 1日改定)

(令和7年2月 1日改定)

(令和7年7月 1日改定)